

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	建築士法
根拠条項	第9条
処分の概要	建築士免許の取消し
法令の定め	第9条 一級建築士、二級建築士又は木造建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者であることが判明したときは、免許を与えた国土交通大臣又は都道府県知事は、免許を取り消さなければならない。第7条第2号に該当するに至ったとき、又は本人から免許の取消しの申請があったときも同様とする。
処分基準	設定しない (理由) 法令の定めによる。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号: 011-204-5578)
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号: 011-204-5578)
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	建築士法
根拠条項	第10条第1項
処分の概要	建築士免許の取消し、業務の停止等
法令の定め	第10条 一級建築士、二級建築士又は木造建築士が次の各号の一に該当する場合においては、免許を与えた国土交通大臣又は都道府県知事は、戒告を与え、1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又は免許を取り消すことができる。 一 禁固以上の刑に処せられたとき。 二 この法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反したとき。 三 業務に関して不誠実な行為をしたとき。
処分基準	「二級建築士・木造建築士の懲戒処分基準」のとおり
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号: 011-204-5578)
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号: 011-204-5578)
備考	

二級建築士又は木造建築士の懲戒処分の基準

1 趣旨

本基準は、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づく懲戒処分（以下「処分」という。）を行う場合の基準を定めることにより、二級建築士及び木造建築士の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、二級建築士及び木造建築士の業務の適正を確保することを目的とする。

2 用語

本基準における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1)「免許取消」とは、法第10条第1項の規定に基づき行う免許の取消しをいう。
- (2)「業務停止」とは、法第10条第1項の規定に基づき行う業務停止の命令をいう。
- (3)「戒告」とは、法第10条第1項の規定に基づき行う戒告をいう。
- (4)「文書指導」とは、法第10条第1項の規定に基づく処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。
- (5)「文書注意」とは、法第10条第1項の規定に基づく処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な注意を行うことをいう。

3 処分等の基本方針

二級建築士又は木造建築士の業務の適正を確保するため、二級建築士又は木造建築士が、法第10条第1項に規定する懲戒事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分又は文書指導若しくは文書注意（以下「処分等」という。）を行うものとする。

4 処分等の基準

(1) 一般的基準

処分等の内容は、表1「ランク表」に掲げる懲戒事由に対応するランクを基本に、下記(2)及び(3)を勘案して処分等のランクを決定したうえで、表3「処分区分表」によって決定するものとする。

(2) 複数の懲戒事由に該当する場合の取扱い

イ 一の行為が二以上の懲戒事由（表1に掲げる懲戒事由をいう。以下同じ。）に該当する場合は、最も重い懲戒事由のランクに基づき処分等のランクを決定するものとする。

ロ 処分等を行うべき二以上の行為について併せて処分等を行う場合は、最も重い懲戒事由のランクに加重して処分等のランクを決定するものとする。

ただし、同一の懲戒事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等を勘案し、単一の行為とみなしてランクを決定することができる。

(3) 個別の事情によるランクの加重又は軽減

懲戒事由に該当する行為について、表2「個別事情による加減表」に掲げる事情があると認められるときは、同表の区分に従い、ランクを加重又は軽減することができるものとする。

(4) 過去に処分等を受けている場合の取扱い

過去に処分等の履歴のある者に対する処分等の内容は、上記(1)から(3)により今

回相当とされる処分等のランクに、表4「過去に処分等を受けている場合の取扱表」の区分に従ってランクを加重したうえで、決定するものとする。

5 その他

(1) 処分等の保留

司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合、懲戒事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合その他処分等の内容を決定できない事情がある場合には、必要な間、処分等を保留することができる。

(2) 懲戒事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い

懲戒事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら懲戒事由に該当する行為を行わず、二級建築士又は木造建築士として適正に業務を行うなど、法令遵守の状況等が窺えるような場合は、処分等をしないことができる。

ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情のある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。

なお、上記(1)により処分等の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

6 施行期日等

(1) この基準は、平成21年9月3日から施行する。

(2) 平成19年8月22日に決定された「二級建築士・木造建築士の懲戒処分基準」は、廃止する。

備考

1 「建築関係法令」とは、建築士法及び建築に関する他の法律並びにこれらに基づく命令及び条例の規定をいい、建築物を建築するに当たって守らなければならない法令で、建築士法及び建築基準法の他、消防法、宅地造成等規制法、都市計画法及び建設業法等の建築関係規定を指す。

2 「建築関係法令違反」とは、建築士の業務の遂行に当たって建築関係法令に違反する場合の他、施工者、建築主等として違反した場合及びそれらの共犯等に相当する場合を含む。

3 懲戒事由の説明

表1のランク表に列挙しているものの説明については、概ね次のとおりである。

(1) 建築士法違反

○設計又は工事監理の業務範囲の逸脱

二級建築士又は木造建築士が、それぞれの業務範囲を超えて設計又は工事監理をした場合

○業務停止処分違反

業務停止処分に違反した場合

○指定登録機関、指定試験機関又は指定事務所登録機関の秘密保持義務違反

建築士である指定登録機関、指定試験機関若しくは指定事務所登録機関の役職員又はこれらであった者が、秘密を漏らした場合

○試験委員の不正行為

建築士である試験委員が、試験に関し不正な行為をした場合

○違反設計

法令又は条例の定める建築物に関する基準に違反する設計を行った場合

○工事監理不履行・工事監理不十分

法に定める工事監理を十分に行わず、あるいは工事が設計図書のとおりに行われていないと認めたにもかかわらず、工事施工者に注意せず、また工事施工者がこれに従わないにもかかわらず、建築主に報告しなかった場合

○無断設計変更

他の建築士の設計をその者の承諾なく変更したような場合

○設計図書の記名・押印不履行

建築士がその作成した設計図書に記名押印しなかった場合

○安全性確認証明書交付義務違反

構造計算書によって建築物の安全性を確かめていないのに、虚偽の証明書を交付したような場合

○工事監理報告書の未提出、不十分記載等

工事監理報告書を提出しなかった場合及びこれに虚偽の記入又は不十分な記入をした場合

○建築設備資格者の意見明示義務違反

建築設備資格者の意見を聴いたにもかかわらず、その旨設計図書、工事監理報告書等に明らかにしなかった場合

○名義借り

建築士が、他の建築士の承諾を得て、あるいは無断で、当該建築士の名義を借用し、建築確認申請書等における申請代理者、設計者、工事監理者等として記載することや、建築士事務所の開設者や管理建築士として使用したような場合

○名義貸し

建築士が、業務を行う意思がないにもかかわらず、自己の建築士としての名義を、建築確認申請書等における申請代理者、設計者、工事監理者等として記載することや、建築士事務所の開設者として使用することを許したような場合

○違反行為の指示等

建築士が、建築基準法等に違反する行為について指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしたような場合。

○信用失墜行為

建築士が、建築士の信用又は品位を害するような行為をした場合。

○定期講習受講義務違反

建築士事務所に属する建築士が、受講に係る注意を無視する、受講を拒否する等の悪質な態様で定期講習を受講しなかった場合、特段の理由もなく繰り返し一定期間内に定期講習を受講しなかった場合など、定期講習を受講しなかった場合

- 設計等の業務に関する報告書未提出
建築士たる建築士事務所の開設者が、設計等の業務に関する報告書を提出しなかった場合
- 無登録業務
建築士事務所の登録を受けず又は更新の登録を受けず、他人の求めに応じて報酬を得て設計、工事監理等の業務を行った場合
- 虚偽・不正事務所登録
建築士たる登録申請者が、虚偽又は不正の事実に基づいて建築士事務所登録を受けた場合
- 事務所変更届懈怠、虚偽報告
建築士たる建築士事務所の開設者が、建築士事務所の変更の届出を怠った場合又は虚偽の変更届を行った場合
- 管理建築士不設置
建築士たる建築士事務所の開設者が、専任の管理建築士をおこななかった場合、又は管理建築士講習を受講していない者を管理建築士としておいていた場合
- 管理建築士事務所管理不履行
専任の管理建築士が、事務所管理を行わなかったような場合
- 再委託の制限違反
建築士たる建築士事務所の開設者が、委託を受けた設計又は工事監理業務を、建築士事務所の開設者以外の者に委託した場合、又は建築士たる建築士事務所の開設者が、委託を受けた一定の規模以上の共同住宅の設計又は工事監理業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託した場合
- 事務所の帳簿不作成、不保存
建築士たる建築士事務所の開設者が、帳簿等を作成せず、又は保存しなかった場合
- 事務所標識非掲示
建築士たる建築士事務所の開設者が、建築士事務所の標識を掲示しなかった場合
- 業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、虚偽記入
建築士たる建築士事務所の開設者が、建築士事務所の業務実績、管理建築士の実務経験等を記載した書類を備え置かず、又は閲覧をさせなかった場合
- 重要事項説明義務違反
建築士たる建築士事務所の開設者が、設計又は工事監理を受ける際、建築主に対し、管理建築士等をして、契約内容及び履行に関する事項について、書面を交付して説明をさせなかった場合
- 建築士免許証等不提示
管理建築士等が、重要事項の説明の際、建築士免許証等を提示しなかった場合
- 業務委託等の書面の交付義務違反
建築士たる建築士事務所の開設者が、建築主から設計又は工事監理の委託を受けたにもかかわらず、必要な事項を記載した書面を建築主に交付しなかった場合

○事務所閉鎖処分違反

建築士が、建築士事務所の閉鎖処分に違反した場合

○事務所報告、検査義務違反

建築士たる建築士事務所の開設者あるいは管理建築士が、建築士事務所に対する報告の求めに応じず、又は検査を拒んだ場合

○建築士審査会委員の不正行為

建築士たる建築士審査会委員又は試験委員が、その事務の施行に当たって不正の行為をした場合

(2) 建築基準法違反

○設計、構造設計、設備設計、工事監理規定違反

建築士たる建築主あるいは施工者が、建築士の設計、構造設計一級建築士の構造設計若しくは確認した構造設計、設備設計一級建築士の設備設計若しくは確認した設備設計、又は工事監理者によらなければならない工事をこれによらずにした場合

○無確認工事等

建築士たる建築主あるいは施工者が、無確認で工事を行った場合又は必要な中間検査合格証の交付を受けずに工事を続行した場合

○違反工事

建築士たる建築主あるいは施工者が、建築基準関係規定に違反する工事を行った場合

○工事完了検査申請等懈怠

建築士たる建築主が、工事完了検査等の申請をしなかった場合

○是正命令等違反

建築士が、建築主、施工者、現場管理者等として受けた是正命令・工事停止命令等に違反した場合

○確認表示非掲示

建築士たる施工者が、確認の表示をしなかった場合

(3) 不誠実行為

○虚偽の確認通知書等の作成又は同行使

建築士が、虚偽の確認通知書等を作成し、何らかの目的をもって対外的に使用した場合

○無確認着工等容認

建築に関する手続の代理を行う建築士あるいは建築士たる工事監理者が、無確認で工事が行われること又は必要な中間検査合格証の交付を受けずに工事が続行されることを容認したような場合

○虚偽の確認申請等

実際に建築する内容と異なる建築計画により確認申請をした場合や虚偽の中間検査又は完了検査を申請した場合

○工事監理者欄等虚偽記入

<p>工事監理者に就任する意思がないあるいはその意思があっても建築主と工事監理者に就任することの合意が全くないにもかかわらず、確認申請書・工事完了検査申請書等の工事監理者欄に自己の名称を記入する等、確認申請書等に虚偽の記入をした場合</p> <p>○管理建築士専任義務違反 管理建築士が専任義務に違反した場合</p> <p>○管理建築士への名義貸し 建築士が、業務を行う意思がないにもかかわらず、自己の建築士としての名義を管理建築士として使用することを許した場合</p> <p>○重要事項説明の欠落 管理建築士等が、重要事項の説明をしない又は行ったが不十分な場合</p>

表1 ランク表

懲戒根拠	懲戒事由	関係条文	ランク	
建築関係法令違反（建築士法第10条第1項第1号）	建築士	・設計及び工事監理の業務範囲の逸脱	3～3の3	6
	法違反	・業務停止処分違反	10①	16
		・指定登録機関、指定試験機関又は指定事務所登録機関の秘密保持義務違反（指定試験機関等の役職員等として）	10の8①、10の20③、15の5①、15の6③、26の3③	4
		・試験委員の不正行為	15の4、15の6③	4
		・違反設計	18①	
		（建築物の倒壊・破損、人の生命・身体への危害の発生に繋がるおそれのある技術基準規定違反の設計等）		9～15
		（上記以外の違反設計）		6
		・工事監理不履行・工事監理不十分	18③	6
		・無断設計変更	19	4
		・設計図書の記名・押印不履行	20①	4
		・安全性確認証明書交付義務違反	20②	6
		・工事監理報告書の未提出、不十分記載等	20③	4
		・建築設備資格者の意見明示義務違反	20⑤	4
		・名義借り	20①③、24①	6
		・名義貸し	20①③、21の2、24の2	6
		・違反行為の指示等	21の3	6
		・信用失墜行為	21の4	4
	・定期講習受講義務違反	22の2	2	
	・設計等の業務に関する報告書未提出	23の6	4	
	・無登録業務	23、23の10	4	

	・虚偽・不正事務所登録	23の2	4
	・事務所変更届懈怠、虚偽報告	23の5①	4
	・管理建築士不設置	24①②	4
	・管理建築士事務所管理不履行	24③	4
	・再委託の制限違反	24の3	4
	・事務所の帳簿不作成、不保存	24の4	4
	・事務所標識非掲示	24の5	4
	・業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、虚偽記入	24の6	4
	・重要事項説明義務違反	24の7①	4
	・建築士免許証等の不提示	24の7②	4
	・業務委託等の書面の交付義務違反	24の8	4
	・事務所閉鎖処分違反	26②	16
	・事務所報告、検査義務違反	26の2	4
	・建築士審査会委員の不正行為	32	4
	・その他法令遵守違反		4～16
建築基準法違反	・設計、構造設計、設備設計、工事監理規定違反	5の4	6
	・無確認工事等	6、7の3	6
	・違反工事	各条項	6
	・工事完了検査申請等懈怠	7、7の3	4
	・是正命令等違反	9	6
	・確認表示非掲示	89①	4
	・その他法令遵守違反		4～16
不誠実行為 (建築士法第10条 第1項第2号)	・虚偽の確認済証等の作成又は同行使		6
	・無確認着工等容認		4
	・虚偽の確認申請等		6
	・工事監理者欄等虚偽記入		6
	・管理建築士専任義務違反		4
	・管理建築士への名義貸し		6
	・重要事項説明の欠落		4
	・その他の不誠実行為		1～6

(注) 上表に具体の記載のない行為については、上表中の最も類似した例によること。

表2 個別事情による加減表

項目	内 容	加重・軽減
行為者の意識	○重大な悪意あるいは害意に基づく行為	+ 3 ランク
	○行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合	▲ 1 ~ ▲ 3 ランク
行為の態様	○違反行為等の内容が軽微であり、情状をくむべき場合	▲ 1 ~ ▲ 3 ランク
	○暴力的行為又は詐欺的行為	+ 3 ランク
	○法違反等の状態が長期にわたる場合	+ 3 ランク
	○常習的に行っている場合	+ 3 ランク
是正等の対応	○速やかに法違反等の状態の解消を自主的に行った場合	▲ 1 ランク
	○処分の対象となる事由につき自主的に申し出てきた場合	▲ 1 ランク
社会的影響	○刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合	+ 3 ランク
その他	○上記以外の特に考慮すべき事情がある場合	適宜加減

表3 処分区分表

処分等のランク	処分等の内容
1	文書指導
2	戒告
3	業務停止 1 月未満
4	業務停止 1 月
5	業務停止 2 月
6	業務停止 3 月
7	業務停止 4 月
8	業務停止 5 月
9	業務停止 6 月
1 0	業務停止 7 月
1 1	業務停止 8 月
1 2	業務停止 9 月
1 3	業務停止 1 0 月
1 4	業務停止 1 1 月
1 5	業務停止 1 2 月
1 6 以上	免許取消

※業務停止期間については、暦に従うものとする。

表4 過去に処分等を受けている場合の取扱表

過去に処分等 今回相当処分等	過去の処分等	文書指導 (ランク 1)	戒告 (ランク 2)	業務停止 (ランク 3 ~ 1 5)	免許取消 (ランク 1 6 以上)
文書指導 (ランク 1)					
戒告 (ランク 2)	+ 1 ランク (+ 2 ランク)	+ 3 ランク (+ 4 ランク)			
業務停止 (ランク 3 ~ 1 5)					
免許取消 (ランク 1 6 以上)		免許取消			

() は過去の処分の懲戒事由が今回の懲戒事由と同じ場合

(注 1) 過去の処分等が一度の文書指導であり、今回の処分も文書指導相当の場合は、ランクの加重は行わない。

ただし、過去の処分等が二度の文書指導である場合であり、今回の処分も文書指導である場合は、過去の懲戒事由にかかわらず、2ランクの加重とする。

(注 2) 過去の処分等の懲戒事由が今回の懲戒事由と同じ場合は、上表中の () 内のランクを今回相当とされる処分等のランクに加重する。

ただし、過去の懲戒事由が表 1 のランク 9 以上に該当するものであり、今回、同表のランク 9 以上に該当する場合は、免許取消を行うものとする。

また、過去の懲戒事由が今回の懲戒事由と違う場合であっても、過去の処分ランクが表 3 のランク 9 以上に該当するものであり、今回表 4 による加算前のランクが表 3 のランク 1 2 以上に該当する場合は、免許取消を行うものとする。

(注 3) 過去の処分等が今回の懲戒事由となる行為から 5 年より前である場合は、上表中のランクを 1 ランク軽減し加重するものとする。

(注 4) 処分等の履歴が複数ある場合には、それぞれにつき加重されるランクを合計し、今回相当とされる処分等に加重する。ただし、過去の処分歴が (注 1) のただし書の規定により 2 ランク加重された処分である場合にあつては、その起因となる二度の文書指導については、加重の対象としない。

二級建築士及び木造建築士の処分が戒告以上にならない場合の基準について

1. 適用範囲

この基準に定めるものは建築士の処分が表 3 「処分区分表」のランク 1 になった場合、又は表 2 により軽減をした結果、ランク 1 に満たなくなった場合に適用する。

2. 処分の種類

処分の種類は、「文書注意」及び「文書指導」とする。

3. 処分基準

(1) 処分ランク 1 に満たない場合は、「文書注意」とする。

(2) 表 3 の「処分区分表」におけるランク 1 に該当した場合は、「文書指導」とする。

4. 処分履歴

「文書注意」も処分履歴に残すものとする。ただし、「文書注意」は、表 4 の過去に処分を受けていることによる加重の対象に含まないこととする。

また、「文書注意」を受けた後 5 年以内に再度文書注意相当の処分をする場合には、「文書指導」とする。

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 24 年 10 月 1 日作成)

法令名	建築士法
根拠条項	第 15 条の 6 第 3 項
処分の概要	試験委員等の解任命令
法令の定め	<p>第 15 条の 6</p> <p>3 第 10 条の 5 から第 10 条の 13 まで、第 10 条の 15 から第 10 条の 18 まで、第 15 条の 2 第 3 項、第 15 条の 3、第 15 条の 4 及び前条第 2 項の規定は、都道府県指定試験機関について準用する。(以下 略)</p> <p>第 10 条の 7</p> <p>2 国土交通大臣は、中央指定登録機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第 10 条の 9 第 1 項に規定する登録等事務規程に違反する行為をしたとき、又は一級建築士登録等事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、中央指定登録機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。</p>
処分基準	<p>昭和 60 年に北海道が(財)建築技術教育普及センターを試験委員に指定し、昭和 61 年から現在まで、このセンターが試験事務を行っている。二級・木造建築士試験は、知事の試験とはいえ、資格そのものは全国で使えるものであることから、試験の公正さを維持するため、全ての都道府県がこのセンターを指定しており、また、一級建築士試験事務についても国土交通省がこのセンターを指定している。</p> <p>したがって、試験委員の解任命令については、各都道府県及び国土交通省で足並みをそろえる必要があり、北海道が単独で処分基準を作ることは適当ではない。</p>
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号: 011-204-5578)
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号: 011-204-5578)
備考	

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 24 年 10 月 1 日作成)

法令名	建築士法
根拠条項	第 15 条の 6 第 3 項
処分の概要	北海道が指定した試験機関の指定の取消等
法令の定め	第 15 条の 6 3 第 10 条の 5 から第 10 条の 13 まで、第 10 条の 15 から第 10 条の 18 まで、第 15 条の 2 第 3 項、第 15 条の 3、第 15 条の 4 及び前条第 2 項の規定は、都道府県指定試験機関について準用する。(以下 略) 第 10 条の 16 2 国土交通大臣は、中央指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて一級建築士登録等事務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
処分基準	法の条文どおり 昭和 60 年に北海道が(財)建築技術教育普及センターを試験委員に指定し、昭和 61 年から現在まで、このセンターが試験事務を行っている。二級・木造建築士試験は、知事の試験とはいえ、資格そのものは全国で使えるものであることから、試験の公正さを維持するため、全ての都道府県がこのセンターを指定しており、また、一級建築士試験事務についても国土交通省がこのセンターを指定している。 したがって、指定の取消し等については、各都道府県及び国土交通省で足並みをそろえる必要があり、北海道が単独で処分基準を作ることは適当ではない。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号: 011-204-5578)
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号: 011-204-5578)
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	建築士法
根拠条項	第23条の7第1項
処分の概要	建築士事務所の登録の抹消
法令の定め	第23条の7 都道府県知事は、次の各号に掲げる場合においては、登録簿につき、当該建築士事務所に係る登録を抹消しなければならない。 一 前条の規定による届出(廃業届)があったとき。 二 登録の有効期限の満了の際更新の登録の申請がなかったとき。 三 第26条第1項又は第2項の規定により登録を取り消したとき。
処分基準	法の条文のとおり。
処分担当課	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号:) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号:)
問い合わせ先	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号:) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号:)
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	建築士法
根拠条項	第26条第1項
処分の概要	建築士事務所の登録の取消し
法令の定め	第26条 都道府県知事は、建築士事務所の開設者が次の各号の一に該当する場合においては、当該建築士事務所の登録を取り消さなければならない。 一 虚偽又は不正の事実に基づいて第23条の3第1項（建築士事務所の登録）の規定による登録を受けたとき。 二 第23条の4第1項各号の一に該当するに至ったとき。 三 第23条の6の規定による届出がなくて同条各号の一に該当する事実が判明したとき。
処分基準	法の条文のとおり。
処分担当課	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課（電話番号： ） 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課（電話番号： ）
問い合わせ先	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課（電話番号： ） 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課（電話番号： ）
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	建築士法
根拠条項	第26条第2項
処分の概要	建築士事務所の登録の取消等
法令の定め	第26条 2 都道府県知事は、次の各号の一に該当する事実がある場合においては、当該建築士事務所の開設者に対して戒告を与え、1年以内の期間を定めて当該建築士事務所の閉鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。 一～十(省略)
処分基準	「建築士事務所の監督処分基準」のとおり
処分担当課	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号:) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号:)
問い合わせ先	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号:) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号:)
備考	

建築士事務所の監督処分の基準

1 趣旨

本基準は、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第26条第1項又は第2項の規定に基づく監督処分（以下「処分」という。）を行う場合の基準を定めることにより、建築士事務所の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、建築士事務所の業務の適正を確保することを目的とする。

2 用語

本基準における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1)「登録取消」とは、法第26条第1項又は第2項の規定に基づき行う建築士事務所登録の取消しをいう。
- (2)「閉鎖」とは、法第26条第2項の規定に基づき行う建築士事務所の閉鎖の命令をいう。
- (3)「戒告」とは、法第26条第2項の規定に基づき行う戒告をいう。
- (4)「文書指導」とは、法第26条第2項の規定に基づく処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。
- (5)「文書注意」とは、法第26条第2項の規定に基づく処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な注意を行うことをいう。

3 処分等の基本方針

建築士事務所の業務の適正を確保するため、建築士事務所が、法第26条第1項又は第2項に規定する処分事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分又は文書指導若しくは文書注意（以下「処分等」という。）を行うものとする。

4 処分等の基準

(1) 一般的基準

処分等の内容は、表5による。

ただし、処分等内容に幅がある場合は表6「ランク表」に掲げる処分事由に対応するランクを基本に、下記(2)及び(3)を勘案して処分等のランクを決定したうえで、表8「処分区分表」によって決定するものとする。

(2) 複数の処分事由に該当する場合の取扱い

イ 一の行為が二以上の処分事由（表6に掲げる処分事由をいう。以下同じ。）に該当する場合は、最も重い処分事由のランクに基づき処分等のランクを決定するものとする。

ロ 処分等を行うべき二以上の行為について併せて処分等を行う場合は、最も重い処分事由のランクに加重して処分等のランクを決定するものとする。

ただし、同一の処分事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等を勘案し、単一の行為とみなしてランクを決定することができる。

(3) 個別の事情によるランクの加重又は軽減

処分事由に該当する行為について、表7「個別事情による加減表」に掲げる事情があると認められるときは、同表の区分に従い、ランクを加重又は軽減することができるものとする。

(4) 過去に処分等を受けている場合の取扱い

過去に処分等の履歴のある者に対する処分等の内容は、上記(1)から(3)により今回相当とされる処分等のランクに、表9「過去に処分等を受けている場合の取扱表」の区分に従ってラン

クを加重したうえで、決定するものとする。

5 その他

(1) 処分等の保留

司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合、処分事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合その他処分等の内容を決定できない事情がある場合には、必要な間、処分等を保留することができる。

(2) 処分事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い

処分事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら処分事由に該当する行為を行わず、建築士事務所として適正に業務を行うなど、法令遵守の状況等が窺えるような場合は、処分等をしないことができる。

ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情のある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。

なお、上記(1)により処分等の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

6 施行期日等

(1) この基準は、平成21年9月3日から施行する。

(2) 平成19年8月22日に決定された「建築士事務所の監督処分基準」は、廃止する。

備考

1 「建築関係法令」とは、建築士法及び建築に関する他の法律並びにこれらに基づく命令及び条例の規定をいい、建築物を建築するに当たって守らなければならない法令で、建築士法及び建築基準法の他、消防法、宅地造成等規制法、都市計画法及び建設業法等の建築関係規定を指す。

2 「建築関係法令違反」とは、建築士の業務の遂行に当たって建築関係法令に違反する場合の他、施工者、建築主等として違反した場合及びそれらの共犯等に相当する場合を含む。

3 懲戒事由の説明

表6のランク表に列挙しているものの説明については、概ね次のとおりである。

(1) 建築士法違反

○設計又は工事監理の業務範囲の逸脱

二級建築士、木造建築士又は建築士でない者が、それぞれの業務範囲を超えて設計又は工事監理をした場合

○業務停止処分違反

業務停止処分に違反した場合

○指定登録機関、指定試験機関又は指定事務所登録機関の秘密保持義務違反

建築士である指定登録機関、指定試験機関若しくは指定事務所登録機関の役職員又はこれらであった者が、秘密を漏らした場合

○試験委員の不正行為

建築士である試験委員が、試験に関し不正な行為をした場合

○違反設計、違反適合確認

法令又は条例の定める建築物に関する基準に違反する設計又は適合確認を行った場合

○工事監理不履行・工事監理不十分

法に定める工事監理を十分に行わず、あるいは工事が設計図書のとおりに行われていないと認められたにもかかわらず、工事施工者に注意せず、また工事施工者がこれに従わないにもかかわらず、建築主に報告しなかった場合

○無断設計変更

他の建築士の設計をその者の承諾なく変更したような場合

○設計図書の記名・押印不履行

建築士がその作成した設計図書に記名押印しなかった場合

○安全性確認証明書交付義務違反

構造計算書によって建築物の安全性を確かめていないのに、虚偽の証明書を交付したような場合

○工事監理報告書の未提出、不十分記載等

工事監理報告書を提出しなかった場合及びこれに虚偽の記入又は不十分な記入をした場合

○建築設備資格者の意見明示義務違反

建築設備資格者の意見を聴いたにもかかわらず、その旨設計図書、工事監理報告書等に明らかにしなかった場合

○名義借り

建築士が、他の建築士の承諾を得て、あるいは無断で、当該建築士の名義を借用し、建築確認申請書等における申請代理者、設計者、工事監理者等として記載することや、建築士事務所の開設者や管理建築士として使用したような場合

○名義貸し

建築士が、業務を行う意思がないにもかかわらず、自己の建築士としての名義を、建築確認申請書等における申請代理者、設計者、工事監理者等として記載することや、建築士事務所の開設者として使用することを許したような場合

○違反行為の指示等

建築士が、建築基準法等に違反する行為について指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしたような場合。

○信用失墜行為

建築士が、建築士の信用又は品位を害するような行為をした場合。

○定期講習受講義務違反

建築士事務所に属する建築士が、受講に係る注意を無視する、受講を拒否する等の悪質な態様で定期講習を受講しなかった場合、特段の理由もなく繰り返し一定期間内に定期講習を受講しなかった場合など、定期講習を受講しなかった場合

○設計等の業務に関する報告書未提出

建築士事務所の開設者が、設計等の業務に関する報告書を提出しなかった場合

○無登録業務

建築士事務所の登録を受けず又は更新の登録を受けず、他人の求めに応じて報酬を得て、設計、工事監理等の業務を行った場合

○虚偽・不正事務所登録

登録申請者が、虚偽又は不正の事実に基づいて建築士事務所登録を受けた場合

○事務所変更届懈怠、虚偽報告

建築士事務所の開設者が、建築士事務所の変更の届出を怠った場合又は虚偽の変更届を行った場合

○管理建築士不設置

建築士事務所の開設者が、専任の管理建築士をおこななかった場合、又は管理建築士講習を受講していない者を管理建築士としておいていた場合

○管理建築士事務所管理不履行

専任の管理建築士が、事務所管理を行わなかったような場合

○再委託の制限違反

建築士事務所の開設者が、委託を受けた設計又は工事監理業務を、建築士事務所の開設者以外の者に委託した場合、又は建築士たる建築士事務所の開設者が、委託を受けた一定の規模以上の共同住宅の設計又は工事監理業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託した場合

○事務所の帳簿不作成、不保存

建築士事務所の開設者が、帳簿等を作成せず、又は保存しなかった場合

○事務所標識非掲示

建築士事務所の開設者が、建築士事務所の標識を掲示しなかった場合

○業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、虚偽記入

建築士事務所の開設者が、建築士事務所の業務実績、管理建築士の実務経験等を記載した書類を備え置かず、又は閲覧をさせなかった場合

○重要事項説明義務違反

建築士事務所の開設者が、設計又は工事監理を受ける際、建築主に対し、管理建築士等をして、契約内容及び履行に関する事項について、書面を交付して説明をさせなかった場合

○建築士免許証等不提示

管理建築士等が、重要事項の説明の際、建築士免許証等を提示しなかった場合

○業務委託等の書面の交付義務違反

建築士事務所の開設者が、建築主から設計又は工事監理の委託を受けたにもかかわらず、必要な事項を記載した書面を建築主に交付しなかった場合

○管理建築士が懲戒処分

管理建築士が建築士法第10条第1項の規定による懲戒処分を受けた場合

○所属する建築士が懲戒処分

所属建築士が建築士法第10条第1項の規定による懲戒処分を受けた場合

○事務所閉鎖処分違反

建築士が、建築士事務所の閉鎖処分に違反した場合

○事務所報告、検査義務違反

建築士事務所の開設者あるいは管理建築士が、建築士事務所に対する報告の求めに応じず、又は検査を拒んだ場合

○建築士審査会委員の不正行為

建築士審査会委員又は試験委員が、その事務の施行に当たって不正の行為をした場合

(2) 建築基準法違反

○設計、構造設計、設備設計、工事監理規定違反

建築士たる建築主あるいは施工者が、建築士の設計、構造設計一級建築士の構造設計若しくは確認した構造設計、設備設計一級建築士の設備設計若しくは確認した設備設計、又は工事監理者によらなければならない工事をこれによらずにした場合

○無確認工事等

建築士たる建築主あるいは施工者が、無確認で工事を行った場合又は必要な中間検査合格証の交付を受けずに工事を続行した場合

○違反工事

建築士たる建築主あるいは施工者が、建築基準関係規定に違反する工事を行った場合

○工事完了検査申請等懈怠

建築士たる建築主が、工事完了検査等の申請をしなかった場合

○是正命令等違反

建築士が、建築主、施工者、現場管理者等として受けた是正命令・工事停止命令等に違反した場合

○確認表示非掲示

建築士たる施工者が、確認の表示をしなかった場合

(3) 不誠実行為

○虚偽の確認通知書等の作成又は同行使

建築士が、虚偽の確認通知書等を作成し、何らかの目的をもって対外的に使用した場合

○無確認着工等容認

建築に関する手続の代理を行う建築士あるいは建築士たる工事監理者が、無確認で工事が行われること又は必要な中間検査合格証の交付を受けずに工事が続行されることを容認したような場合

○虚偽の確認申請等

実際に建築する内容と異なる建築計画により確認申請をした場合や虚偽の中間検査又は完了検査を申請した場合

○工事監理者欄等虚偽記入

工事監理者に就任する意思がないあるいはその意思があっても建築主と工事監理者に就任することの合意が全くないにもかかわらず、確認申請書・工事完了検査申請書等の工事監理者欄に自己の名称を記入する等、確認申請書等に虚偽の記入をした場合

○管理建築士専任義務違反

管理建築士が専任義務に違反した場合

○管理建築士への名義貸し

建築士が、業務を行う意思がないにもかかわらず、自己の建築士としての名義を管理建築士として使用することを許した場合

○重要事項説明の欠落

管理建築士等が、重要事項の説明をしない又は行ったが不十分な場合

表5 建築士事務所の監督処分

処分事由該当条項号		処分等の基準
建築士法第26条第1項第1号～3号		登録の取消
建築士法第26条第2項		
第 1 号	(1) 建築士法第23条の4第2項第1号	
	建築士法第8条第1号に該当	建築士事務所の開設者である建築士に対して行われる懲戒処分に準じた処分
	建築士法第8条第2号に該当	建築士事務所の開設者である建築士に対して行われる懲戒処分に準じた処分
	建築士法第8条第3号に該当	閉鎖又は登録の取消
	(2) 建築士法第23条の4第2項第2号	(1)に準じた処分
	(3) 建築士法第23条の4第2項第3号	(1)に準じた処分
	第2号	文書指導、戒告又は閉鎖
	第3号	文書指導、戒告又は閉鎖
	第4号	管理建築士に対して行われた懲戒処分に準じた処分
	第5号	所属建築士に対して行われた懲戒処分の内容、当該懲戒処分に係る行為の当該建築士事務所の業務における位置付け等を勘案して、監督処分内容を決定する。
第6号	戒告又は閉鎖	
第7号	戒告又は閉鎖	
第8号	戒告又は閉鎖	
第 9 号	閉鎖命令違反	登録の取消
	建築士法第26条の2	戒告又は閉鎖
第10号	文書指導、戒告、閉鎖、又は登録の取消	

表6 ランク表

処分根拠	処分事由	関係条文	ランク	処分原因者			監督処分事由 建築士法第26 条第2項該当 号	
				開 設 者	管 理 者	所 属 員		
建築関係 法令違反 (建築士 法第10 条第1項 第1号)	建築士 法違反	・設計及び工事監理の業務範囲の 逸脱	3～3の3	6	○	○	○	六、七、八、 十
		・業務停止処分違反	10①	16	○			十
		・指定登録機関、指定試験機関又 は指定事務所登録機関の秘密保持 義務違反 (指定試験機関等の役職員等とし て)	10の8① 10の20③ 15の5① 15の6③ 26の3③	4	○			十
		・試験委員の不正行為	15の4 15の6③	4	○			十
		・違反設計、違反適合確認	18① 20の2③ 20の3③					十
		(建築物の倒壊・破損、人の 生命・身体への危害の発生に 繋がるおそれのある技術基準 規定違反の設計・適合確認 等)		9～15	○			
		(上記以外の違反設計)		6	○			
		・法に定める工事監理者の業務を 行わなかった (工事監理不履行・工事監理不十 分)	18③	6	○			十
		・無断設計変更	19	4	○			十
		・設計図書の記名・押印不履行	20①	4	○			十
		・安全性確認証明書交付義務違反	20②	6	○			十
		・工事監理報告書の未提出、不十 分記載等	20③	4	○			十
		・建築設備資格者の意見明示義務 違反	20⑤	4	○			十
		・名義借り	20①③ 24①	6	○			十
		・名義貸し	20①③ 21の2 24① 24の2	6	○			三、十
		・違反行為の指示等	21の3	6	○			十
		・信用失墜行為	21の4	4	○			十
		・定期講習受講義務違反	22の2	2	○			十
		・設計等の業務に関する報告書未 提出	23の6	4	○			十
		・虚偽・不正事務所登録	23の2	4	○			十
		・事務所変更届懈怠、虚偽報告	23の5①	4	○			二
		・管理建築士不設置	24①②	4	○			十
		・管理建築士事務所管理不履行	24③	4	○			十
		・再委託の制限違反	24の3	4	○			十
		・事務所の帳簿不作成、不保存	24の4	4	○			三
		・事務所標識非掲示	24の5	4	○			三
		・業務実績等の書類の備置き、閲 覧義務違反、虚偽記入	24の6	4	○			三
		・重要事項説明義務違反	24の7①	4	○			三
		・建築士免許証等の不提示	24の7②	4	○			三
		・業務委託等の書面の交付義務違 反	24の8	4	○			三
		・管理建築士が懲戒処分	26②四	表5に よる		○		四
	・所属する建築士が懲戒処分	26②五	表5に よる			○	五	
	・事務所閉鎖処分違反	26②九	16	○	○		九	

建築基準法違反	・事務所報告、検査義務違反	26の2	4	○			+
	・建築士審査会委員の不正行為	32	4	○			+
	・その他法令遵守違反		4～16	○			+
	・設計、工事監理規定違反	5の4	6	○			+
	・無確認工事等	6、7の3	6	○			+
	・違反工事	各条項	6	○			+
	・工事完了検査申請等懈怠	7、7の3	4	○			+
	・是正命令等違反	9	6	○			+
	・確認表示非揭示	89①	4	○			+
	・その他法令等違反		4～6	○			+
上記以外の建築関係法令違反	・その他建築確認対象法令等違反		3～6	○			+
不誠実行為 (建築士法第10条第1項第2号)	・虚偽の確認済証等の作成又は同行使		6	○			+
	・無確認着工等容認		4	○			+
	・虚偽の確認申請等		6	○			+
	・工事監理者欄等虚偽記入		6	○			+
	・管理建築士専任義務違反		4	○			+
	・管理建築士への名義貸し		6	○			+
	・重要事項説明の欠落		4	○			+
	・その他の不誠実行為		1～6	○			+

(注) 上表に具体的記載のない行為については、上表中の最も類似した例によること。

表7 個別事情による加減表

項目	内容	加重・軽減
行為者の意識	○重大な悪意あるいは害意に基づく行為	+3ランク
	○行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合	▲1～▲3ランク
行為の態様	○違反行為等の内容が軽微であり、情状をくむべき場合	▲1～▲3ランク
	○暴力的行為又は詐欺的行為	+3ランク
	○法違反等の状態が長期にわたる場合	+3ランク
	○常習的に行っている場合	+3ランク
是正等の対応	○速やかに法違反等の状態の解消を自主的に行った場合	▲1ランク
	○処分の対象となる事由につき自主的に申し出てきた場合	▲1ランク
社会的影響	○刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合	+3ランク
その他	○上記以外の特に考慮すべき事情がある場合	適宜加減

表 8 処分区分表

処分等のランク	処分等の内容
1	文書指導
2	戒告
3	事務所閉鎖 1 月未満
4	事務所閉鎖 1 月
5	事務所閉鎖 2 月
6	事務所閉鎖 3 月
7	事務所閉鎖 4 月
8	事務所閉鎖 5 月
9	事務所閉鎖 6 月
1 0	事務所閉鎖 7 月
1 1	事務所閉鎖 8 月
1 2	事務所閉鎖 9 月
1 3	事務所閉鎖 1 0 月
1 4	事務所閉鎖 1 1 月
1 5	事務所閉鎖 1 2 月
1 6 以上	登録の取消

※事務所閉鎖期間については、暦に従うものとする。

表 9 過去に処分等を受けている場合の取扱表

過去の処分等 今回相当処分等	文書指導 (ランク 1)	戒告 (ランク 2)	事務所閉鎖 (ランク 3 ～ 1 5)	登録の取消 (ランク 1 6 以上)
文書指導 (ランク 1)	+ 2 ランク (注 1)		+ 1 ランク (+ 2 ランク)	
戒告 (ランク 2)	+ 1 ランク (+ 2 ランク)		+ 3 ランク (+ 4 ランク)	
事務所閉鎖 (ランク 3 ～ 1 5)				
登録の取消 (ランク 1 6 以上)				登録の取消

() は過去の処分等の処分事由が今回の処分事由と同じ場合

(注 1) 過去の処分等が一度の文書指導であり、今回の処分も文書指導相当の場合は、ランクの加重は行わない。

ただし、過去の処分等が二度の文書指導である場合であり、今回の処分も文書指導である場合は、過去の懲戒事由にかかわらず、2 ランクの加重とする。

(注 2) 過去の処分等の懲戒事由が今回の懲戒事由と同じ場合は、上表中の () 内のランクを今回相当とさ

れる処分等のランクに加重する。

ただし、過去の懲戒事由が表6のランク9以上に該当するものであり、今回、同表のランク9以上に該当する場合は、登録の取消を行うものとする。

また、過去の懲戒事由が今回の懲戒事由と違う場合であっても、過去の処分ランクが表8のランク9以上に該当するものであり、今回表9による加算前のランクが表8のランク12以上に該当する場合は、登録の取消を行うものとする。

(注3) 過去の処分等が今回の懲戒事由となる行為から5年より前である場合は、上表中のランクを1ランク軽減し加重するものとする。

(注4) 処分等の履歴が複数ある場合には、それぞれにつき加重されるランクを合計し、今回相当とされる処分等に加重する。

ただし、過去の処分歴が(注1)のただし書の規定により2ランク加重された処分である場合であっても、その起因となる二度の文書指導については、加重の対象としない。

建築士事務所の処分が戒告以上にならない場合の基準について

1. 適用範囲

この基準に定めるものは建築士事務所の処分が表8「処分区分表」のランク1になった場合、又は表7により軽減をした結果、ランク1に満たなくなった場合に適用する。

2. 処分の種類

処分の種類は、「文書注意」及び「文書指導」とする。

3. 処分基準

(1) 処分ランク1に満たない場合は、「文書注意」とする。

(2) 表8の「処分区分表」におけるランク1に該当した場合は、「文書指導」とする。

4. 処分履歴

「文書注意」も処分履歴に残すものとする。ただし、「文書注意」は、表9の過去に処分を受けていることによる加重の対象に含まないこととする。

また、「文書注意」を受けた後5年以内に再度文書注意相当の処分をする場合には、「文書指導」とする。

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	建築士法
根拠条項	第10条の20第3項に基づく第10条の16第1項準用規定
処分の概要	都道府県指定登録機関の指定取消し等
法令の定め	<p>(都道府県指定登録機関)</p> <p>第十条の二十 都道府県知事は、その指定する者（以下「都道府県指定登録機関」という。）に、二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供する事務（以下「二級建築士等登録事務」という。）を行わせることができる。</p> <p>2 都道府県指定登録機関の指定は、二級建築士等登録事務を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>3 第十条の五から第十条の十八までの規定は、都道府県指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定（第十条の五第一項第一号を除く。）中「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「二級建築士等登録事務」と、「登録等事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第十条の五第一項中「他に」とあるのは「当該都道府県の区域において他に」と、同条中「前条第二項」とあるのは「第十条の二十第二項」と、同項第一号中「一級建築士登録等事務の実施」とあるのは「二級建築士等登録事務（第十条の二十第一項に規定する二級建築士等登録事務をいう。以下同じ。）の実施」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「二級建築士等登録事務」と、第十条の七第二項中「命令」とあるのは「命令、規則」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第十条の十六 国土交通大臣は、中央指定登録機関が第十条の五第二項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。</p>
処分基準	設定しない。 (理由) 法令の定めによる。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ（電話番号：011-204-5578）
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ（電話番号：011-204-5578）
備考	

法令名	建築士法
根拠条項	第10条の20第3項に基づく第10条の16第2項関係
処分の概要	都道府県指定登録機関の指定取消し等
法令の定め	<p>(都道府県指定登録機関)</p> <p>第十条の二十 都道府県知事は、その指定する者（以下「都道府県指定登録機関」という。）に、二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供する事務（以下「二級建築士等登録事務」という。）を行わせることができる。</p> <p>2 都道府県指定登録機関の指定は、二級建築士等登録事務を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>3 第十条の五から第十条の十八までの規定は、都道府県指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定（第十条の五第一項第一号を除く。）中「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「二級建築士等登録事務」と、「登録等事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第十条の五第一項中「他に」とあるのは「当該都道府県の区域において他に」と、同条中「前条第二項」とあるのは「第十条の二十第二項」と、同項第一号中「一級建築士登録等事務の実施」とあるのは「二級建築士等登録事務（第十条の二十第一項に規定する二級建築士等登録事務をいう。以下同じ。）の実施」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「二級建築士等登録事務」と、第十条の七第二項中「命令」とあるのは「命令、規則」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第十条の十六 国土交通大臣は、中央指定登録機関が第十条の五第二項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。</p> <p>2 国土交通大臣は、中央指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて一級建築士登録等事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第十条の五第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。</p> <p>二 第十条の六第二項、第十条の十、第十条の十一又は前条第一項の規定に違反したとき。</p> <p>三 第十条の七第二項、第十条の九第三項又は第十条の十二の規定による命令に違反したとき。</p> <p>四 第十条の九第一項の認可を受けた登録等事務規程によらないで一級建築士登録等事務を行つたとき。</p> <p>五 その役員が一級建築士登録等事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。</p> <p>六 不正な手段により中央指定登録機関の指定を受けたとき。</p>

処分基準	設定しない。 (理由) あらかじめ具体的な処分基準を定めることが困難である。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号: 011-204-5578)
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号: 011-204-5578)
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	建築士法
根拠条項	第13条の2第1項
処分の概要	合格の取消し等
法令の定め	(合格の取消し等) 第十三条の二 国土交通大臣は不正の手段によつて一級建築士試験を受け、又は受けようとした者に対して、都道府県知事は不正の手段によつて二級建築士試験又は木造建築士試験を受け、又は受けようとした者に対して、合格の決定を取り消し、又は当該受けようとした試験を受けることを禁止することができる。
処分基準	設定しない。 (理由) 法令の定めによる。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号: 011-204-5578)
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号: 011-204-5578)
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	建築士法
根拠条項	第26条の3第3項に基づく第10条の16第1項準用規定
処分の概要	指定事務所登録機関の指定取消し等
法令の定め	<p>(指定事務所登録機関の指定)</p> <p>第二十六条の三 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定事務所登録機関」という。）に、建築士事務所の登録の実施に関する事務並びに登録簿及び第二十三条の九第三号に掲げる書類（国土交通省令で定める書類に限る。）を一般の閲覧に供する事務（以下「事務所登録等事務」という。）を行わせることができる。</p> <p>2 指定事務所登録機関の指定は、事務所登録等事務を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>3 第十条の五から第十条の十八までの規定は、指定事務所登録機関について準用する。この場合において、これらの規定（第十条の五第一項第一号を除く。）中「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「事務所登録等事務」と、第十条の五第一項中「他に」とあるのは「当該都道府県の区域において他に」と、同条中「前条第二項」とあるのは「第二十六条の三第二項」と、同項第一号中「一級建築士登録等事務の実施」とあるのは「事務所登録等事務（第二十六条の三第一項に規定する事務所登録等事務をいう。以下同じ。）の実施」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「事務所登録等事務」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第十条の十六 国土交通大臣は、中央指定登録機関が第十条の五第二項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。</p>
処分基準	設定しない。 (理由) 法令の定めによる。
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ（電話番号：011-231-4111 内線 29-475）
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ（電話番号：011-231-4111 内線 29-475）
備考	

法令名	建築士法
根拠条項	第二十六条の三第三項に基づく第十条の十六第二項による処分
処分の概要	指定事務所登録機関の指定取消し等
法令の定め	<p>(指定事務所登録機関の指定)</p> <p>第二十六条の三 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定事務所登録機関」という。）に、建築士事務所の登録の実施に関する事務並びに登録簿及び第二十三条の九第三号に掲げる書類（国土交通省令で定める書類に限る。）を一般の閲覧に供する事務（以下「事務所登録等事務」という。）を行わせることができる。</p> <p>2 指定事務所登録機関の指定は、事務所登録等事務を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>3 第十条の五から第十条の十八までの規定は、指定事務所登録機関について準用する。この場合において、これらの規定（第十条の五第一項第一号を除く。）中「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「事務所登録等事務」と、第十条の五第一項中「他に」とあるのは「当該都道府県の区域において他に」と、同条中「前条第二項」とあるのは「第二十六条の三第二項」と、同項第一号中「一級建築士登録等事務の実施」とあるのは「事務所登録等事務（第二十六条の三第一項に規定する事務所登録等事務をいう。以下同じ。）の実施」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「事務所登録等事務」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第十条の十六 国土交通大臣は、中央指定登録機関が第十条の五第二項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。</p> <p>2 国土交通大臣は、中央指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて一級建築士登録等事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第十条の五第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。</p> <p>二 第十条の六第二項、第十条の十、第十条の十一又は前条第一項の規定に違反したとき。</p> <p>三 第十条の七第二項、第十条の九第三項又は第十条の十二の規定による命令に違反したとき。</p> <p>四 第十条の九第一項の認可を受けた登録等事務規程によらないで一級建築士登録等事務を行つたとき。</p> <p>五 その役員が一級建築士登録等事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。</p> <p>六 不正な手段により中央指定登録機関の指定を受けたとき。</p>

	<p>3 国土交通大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により一級建築士登録等事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。</p>
処 分 基 準	<p>設定しない。 (理由) あらかじめ具体的な処分基準を定めることが困難である。</p>
処 分 担 当 課	<p>建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号： 011-231-4111 内線 29-475)</p>
問 い 合 わ せ 先	<p>建設部住宅局建築指導課建築基準グループ (電話番号： 011-231-4111 内線 29-475)</p>
備 考	